

岩国市地域福祉計画（第四次）
岩国市成年後見制度利用促進基本計画
岩国市再犯防止推進計画

概要版

岩国市地域福祉計画



だれもが住み慣れた地域で
共に生き生きと暮らせるまちづくり

令和3（2021）年3月
岩 国 市

1 計画策定の趣旨と背景

本市においては、平成 27（2015）年 7 月に「岩国市地域福祉計画（第三次）」を策定し、地域福祉の推進を図ってきました。

この度、第三次計画の期間が満了することから、これまでの取組の評価を行うとともに、国・県の動向を踏まえ、今後ますます多様化していく福祉課題に対し適切に対応するため、「岩国市地域福祉計画（第四次）」を策定します。

2 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 3（2021）年度から令和 8（2026）年度までの 6 年間とします。また、計画期間中であっても、法の改正や社会情勢の変化に応じ、適宜見直しを行います。

3 山口県地域福祉支援計画との関係

山口県では、平成 30（2018）年度から令和 4（2022）年度を計画期間とする第四次山口県地域福祉支援計画を策定しています。

山口県地域福祉支援計画とは、山口県における地域福祉推進の基本方針を示したもので、県民、民間団体、市町及び県における役割や支援事項などについて定めています。

岩国市地域福祉計画は、山口県地域福祉支援計画が示す役割に基づき支援を受けながら、本市独自の地域福祉施策を推進していくことで地域福祉の推進に取り組みます。

4 基本理念

本市では、第三次計画において、すべての住民が住み慣れた地域でいつまでも生活していきたいと思えるようなまちとなることを目指して、基本理念を『だれもが住み慣れた地域で生き生きと暮らせるまちづくり』と定め、地域福祉を推進してきました。

本計画では、第三次計画の基本理念を継承しつつ、地域共生社会の実現に向け、次の理念に基づき地域福祉の推進に取り組んでいきます。

**だれもが住み慣れた地域で
共に生き生きと暮らせるまちづくり**

5 基本目標

(1) 地域福祉を推進するための意識の醸成

だれもが、地域の課題に関心を持ち、主体的に参画しながら解決につなげることができるよう、地域での助け合いや見守りの活動に積極的に取り組み、住民同士がコミュニケーションを図ることで、みんなで支えあう地域を目指します。

(2) 地域福祉を推進するための地域資源の活性化

地域福祉に関わる活動を行う担い手の育成や、活動に取り組みやすくするための環境の整備、地域福祉に関わる様々な活動を広く周知することにより、活動への興味を促し参加者を増やす取組を行います。

また、地域に点在する人、場所、物及び地域で取り組んでいる活動を、地域福祉を推進するための資源として有効活用します。

(3) 地域福祉の推進に取り組む団体の応援

地域の福祉課題を解決するためには、市と自治会、NPO、ボランティアグループなどが、協働して連携を図りながら活動を進めていくことが必要です。地域福祉の推進に取り組む団体が継続的かつ元気に活動できるよう支援し、地域における様々な活動団体がお互いの役割を効果的に果たすよう地域福祉のネットワークの構築を目指します。

(4) 地域福祉の課題の解決に向けた相談支援体制の強化

複合化した問題により、解決が困難な悩みや生活上の問題について、だれもが気軽に相談でき、解決につながる支援ができるような仕組みづくりを行います。また、切れ目のない相談支援を行うため、地域団体との連携や関係機関との情報の共有化を図ります。

(5) 安全・安心に暮らせる環境づくり

日頃から地域の助け合いを進め、災害時においても対応できる仕組みづくりを推進するとともに、福祉サービスや権利の保障、ユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮した施設整備を促進し、だれもが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせる環境づくりを目指します。

6 計画の体系

〔 基本理念 〕

〔 基本目標 〕

〔 課題 〕

だれもが住み慣れた地域で共に生き生きと暮らせるまちづくり

1 地域福祉を推進するための意識の醸成

- ①隣近所の住民とのコミュニケーションの促進
- ②住民参加の促進
- ③地域での「助け合い」の促進
- ④地域の見守りの促進
- ⑤寄附文化の醸成
- ⑥福祉教育の推進

2 地域福祉を推進するための地域資源の活性化

- ①地域福祉の担い手の育成
- ②高齢者の社会参加の促進
- ③ボランティアへの参加の促進
- ④地域の交流の促進
- ⑤学校と地域との連携促進
- ⑥遊休施設や社会福祉施設などを活用した拠点の整備
- ⑦地域の子どもを地域全体で育てる環境づくり
- ⑧交通弱者の支援

3 地域福祉の推進に取り組む団体の応援

- ①岩国市社会福祉協議会の活動支援
- ②自治会等の地域福祉にかかわる団体の活動支援
- ③民生委員・児童委員及び福祉員の活動支援
- ④NPOや市民活動団体の活動支援
- ⑤サロンの活動支援

4 地域福祉の課題の解決に向けた相談支援体制の強化

- ①包括的な相談支援体制の推進
- ②様々な悩みや生活上の困難を抱える人への支援
- ③福祉に関する情報発信の充実
- ④地域の情報の共有

5 安全・安心に暮らせる環境づくり

- ①災害時要援護者の支援体制
- ②多様な福祉サービスの確保・質の向上
- ③ユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮したまちづくり
- ④権利擁護事業、成年後見制度の普及促進

岩国市成年後見制度利用促進基本計画

岩国市再犯防止推進計画

7 地域福祉を推進するための取組

基本目標 1 地域福祉を推進するための意識の醸成

① 隣近所の住民とのコミュニケーションの促進

市が取り組むこと	地域コミュニティの重要性について啓発し、身近な人とのコミュニケーションが活発になるよう促進します。
住民一人ひとりが心掛けること、又は取り組むこと	「遠くの親戚より近くの他人」という言葉もあります。隣近所の住民とのコミュニケーションを大切にしてみましょう。
地域全体で取り組むこと	地域の行事や会合などにおいて、だれもが気兼ねなく参加できるような雰囲気づくりに努め、地域コミュニティを深めていきましょう。

② 住民参加の促進

市が取り組むこと	住民の地域福祉への関心・理解を深め、地域活動に取り組みやすい環境を整備し、地域活動へのさらなる参加を促します。
住民一人ひとりが心掛けること、又は取り組むこと	地域では、地域を良くするための様々な活動が行われています。家族や隣近所の住民と誘い合って、気軽な気持ちで地域活動に参加してみましょう。
地域全体で取り組むこと	だれもが気兼ねなく地域活動に参加できるよう工夫し、雰囲気づくりに努めましょう。また、地域の団体、事業所などと協力してみましょう。

③ 地域での「助け合い」の促進

市が取り組むこと	地域での助け合い・支え合いの重要性の啓発、交流のきっかけづくりに取り組み、地域の福祉ニーズの把握に努めます。
住民一人ひとりが心掛けること、又は取り組むこと	今は元気でも、将来は助けられる立場になるかもしれません。地域は「助け合い」により成立していることを理解し、助け合う関係を築いていきましょう。
地域全体で取り組むこと	地域住民の「助け合い」を支援しましょう。

④ 地域の見守りの促進

市が取り組むこと	地域の見守り活動を啓発するとともに、見守り体制を整備することで、地域での見守り活動を推進します。
住民一人ひとりが心掛けること、又は取り組むこと	見守り活動の効果を高めるためにも協力していきましょう。
地域全体で取り組むこと	地域住民が安心して暮らせるための見守り活動を充実させ、地域住民一人ひとりの見守りに対する啓発に取り組みましょう。

⑤ 寄附文化の醸成

市が取り組むこと	寄附や募金活動についての理解を深め、地域福祉活動の推進には欠かせないものであることを啓発し、地域の募金活動の支援に取り組みます。
住民一人ひとりが心掛けること、又は取り組むこと	寄附について理解を深めてみましょう。
地域全体で取り組むこと	募金を通じた社会福祉への貢献について地域への周知を図りましょう。

⑥ 福祉教育の推進

市が取り組むこと	関係機関と連携を図りつつ、学校での福祉教育を推進し、地域においても生涯学習を通じて福祉への理解を深めるための取組を行います。
住民一人ひとりが心掛けること、又は取り組むこと	福祉についての関心を高めてみましょう。
地域全体で取り組むこと	地域で子どもを対象にした福祉体験の機会を提供し、子どもやその家族などに対する福祉への理解促進に努めてみましょう。

基本目標 2 地域福祉を推進するための地域資源の活性化

① 地域福祉の担い手の育成

市が取り組むこと	地域福祉活動に主体となって取り組む人材の育成支援や、福祉に携わる人の確保・育成を推進するとともに、地域活動の支援に取り組みます。
住民一人ひとりが心掛けること、又は取り組むこと	地域福祉の必要性について理解を深めるよう努めましょう。
地域全体で取り組むこと	地域の担い手となり得る人は地域にたくさんいます。そのような人を地域全体で支えながら、地域福祉の人材として取り込んでいきましょう。

② 高齢者の社会参加の促進

市が取り組むこと	高齢者が生涯を通じて生きがいを持ち、活躍し続けられるよう、高齢者の社会参加を促進します。
住民一人ひとりが心掛けること、又は取り組むこと	いつまでも活力のある状態を保つため、健康づくりや生きがい活動に参加してみましょ。また、隣近所の人と誘い合ってみましょ。
地域全体で取り組むこと	地域で生活している高齢者や定年退職者に声をかけ、地域活動に取り込んでいきましょう。

③ ボランティアへの参加の促進

市が取り組むこと	ボランティアに対する意識を高めるため、積極的な情報提供やボランティアの担い手づくりに取り組むとともに、ボランティアに参加しやすい環境づくりを進め、ボランティアの参加を促進します。
住民一人ひとりが心掛けること、又は取り組むこと	自分ができる範囲でボランティアに参加してみましょ。
地域全体で取り組むこと	地域住民だけで取り組むことが難しい場合などにおいて、ボランティアを活用していくことが一つの有効な解決策になります。様々な方法により募集を呼びかけてみましょう。

④ 地域の交流の促進

市が取り組むこと	交流の場として地域の既存資源を活用し、地域をまたいだ交流活動について啓発することで、地域の交流を促進します。
住民一人ひとりが心掛けること、又は取り組むこと	地域にはサロンなど地域住民の交流を図る企画や、地域間での交流が行われています。参加する人は新たな仲間ができることを楽しみにしています。地域住民一人ひとりが誘い合って参加してみましょ。
地域全体で取り組むこと	地域の交流行事や地域間交流の場は、地域福祉の活性化を促し、地域住民が顔を合わせることができるとして重要な役割を担っています。多くの人に参加してもらうために積極的な広報活動を行ってみましょ。

⑤ 学校と地域との連携促進

市が取り組むこと	地域住民も参加した地域福祉活動に取り組むとともに、地域と協力した子どもの見守り活動を推進し、学校と地域の連携を深めます。
住民一人ひとりが心掛けること、又は取り組むこと	学校行事などに積極的に参加しましょう。
地域全体で取り組むこと	学校と地域の連携が進むことは、より貴重な経験を積む機会が増えることで子どもの成長につながります。それぞれの行事において積極的に連携を図りましょう。

⑥ 遊休施設や社会福祉施設などを活用した拠点の整備

市が取り組むこと	活動拠点をより利用しやすいものとなるよう、環境の整備に努めます。
住民一人ひとりが心掛けること、又は取り組むこと	地域で活動できる場所を探してみましょう。
地域全体で取り組むこと	地域福祉の活動場所としての利用について話し合ってみましょう。

⑦ 地域の子どもの地域全体で育てる環境づくり

市が取り組むこと	子どもが安心して学び遊ぶことができる環境づくりに取り組みます。
住民一人ひとりが心掛けること、又は取り組むこと	地域の子どもの成長を見守ってあげることが重要です。そのためにも、子どもに関心の目を向けてみましょう。
地域全体で取り組むこと	子どもが地域に愛着を持ってもらえるよう環境づくりに努めましょう。

⑧ 交通弱者の支援

市が取り組むこと	地域で暮らすすべての人が、移動に伴う不都合が生じないように、移動の支援や地域が取り組む活動を支援します。
住民一人ひとりが心掛けること、又は取り組むこと	同じ方向であれば乗り合わせるなど心掛けてみましょう。
地域全体で取り組むこと	地域で公共交通の利用が困難な箇所について対策を考えてみましょう。

基本目標 3 地域福祉の推進に取り組む団体の応援

① 岩国市社会福祉協議会の活動支援

市が取り組むこと	岩国市社会福祉協議会の活動を支援し、情報提供を推進します。
住民一人ひとりが心掛けること、又は取り組むこと	岩国市社会福祉協議会が取り組む活動に参加してみましょう。
地域全体で取り組むこと	岩国市社会福祉協議会が取り組む活動に地域全体で協力しましょう。

② 自治会等の地域福祉にかかわる団体の活動支援

市が取り組むこと	地域に根差した運営や活動を支援することで活動の促進を図ります。
住民一人ひとりが心掛けること、又は取り組むこと	隣近所で誘い合うなど、住民一人ひとりが地域とのふれあいを大切にし、気軽な気持ちで地域活動に参加してみましょう。
地域全体で取り組むこと	自治会への加入促進について地域全体で取り組んでいきましょう。

③ 民生委員・児童委員及び福祉員の活動支援

市が取り組むこと	住民一人ひとりに寄り添い、地域課題の解決に取り組む民生委員・児童委員及び福祉員の活動の啓発に取り組むだけでなく、委員の質の向上や、より活動しやすい環境づくりに努め、支援を推進します。
住民一人ひとりが心掛けること、又は取り組むこと	民生委員・児童委員及び福祉員がだれなのか把握しておきましょう。
地域全体で取り組むこと	民生委員・児童委員及び福祉員の取組を地域全体で支援していくことが求められます。地域全体で支援し、地域で働きやすい環境づくりに取り組みましょう。

④ NPOや市民活動団体の活動支援

市が取り組むこと	地域の様々な領域で活動するNPOや市民活動団体の活動の体制の整備と活動の充実を図り、その活動を支援します。
住民一人ひとりが心掛けること、又は取り組むこと	NPOや市民活動団体について理解を深めてみましょう。
地域全体で取り組むこと	地域福祉に取り組むNPOや市民活動団体の取組について理解を深め、協力しましょう。

⑤ サロンの活動支援

市が取り組むこと	地域の「仲間づくり」や「出会いの場づくり」の場であるサロン活動を支援するとともに、高齢者の生涯学習活動の促進に取り組みます。
住民一人ひとりが心掛けること、又は取り組むこと	地域の交流の場として、サロン活動に参加してみましょう。
地域全体で取り組むこと	地域でサロン活動への参加の促進を図りましょう。

基本目標4 地域福祉の課題の解決に向けた相談支援体制の強化

① 包括的な相談支援体制の推進

市が取り組むこと	身近な地域での相談支援体制を整備し、関係機関との連携を強化します。
住民一人ひとりが心掛けること、又は取り組むこと	日ごろから相談できる窓口や相談できる人を確認しておきましょう。
地域全体で取り組むこと	相談体制の環境整備に取り組みましょう。

② 様々な悩みや生活上の困難を抱える人への支援

市が取り組むこと	地域のだれもが安心・安全に暮らせる社会を目指します。
住民一人ひとりが心掛けること、又は取り組むこと	支援を必要としている人の気持ちに寄り添いましょう。
地域全体で取り組むこと	支援を必要としている人を、適切な支援へとつなげましょう。

③ 福祉に関する情報発信の充実

市が取り組むこと	市民のニーズを的確に把握し、様々な情報媒体を用いて、より充実した情報を素早く提供するとともに、情報提供についての周知を図ります。
住民一人ひとりが心掛けること、又は取り組むこと	地域の情報や社会福祉に関する情報を日ごろから確認しておきましょう。
地域全体で取り組むこと	地域の情報を積極的に発信して、地域の情報の周知を図りましょう。

④ 地域の情報の共有

市が取り組むこと	地域の団体と連携し、情報共有の必要性を啓発するとともに、関係機関とも連携を図り、情報の共有化を推進します。
住民一人ひとりが心掛けること、又は取り組むこと	住民一人ひとりが、地域で必要な情報を共有することの必要性について理解を深めましょう。
地域全体で取り組むこと	地域福祉を円滑に進めるため、プライバシーには配慮しつつも、必要な情報について共有していきましょう。

基本目標5 安全・安心に暮らせる環境づくり

① 災害時要援護者の支援体制

市が取り組むこと	非常時に地域で支援を必要とする人への支援体制の整備として、地域での防災活動を支援し、災害時要援護者について周知を図ります。
住民一人ひとりが心掛けること、又は取り組むこと	一人ひとりが災害に対する意識を高めていくことが重要です。そのためにも、日ごろから災害に対する事前準備をしておきましょう。
地域全体で取り組むこと	地域で災害に対する避難支援体制などを整備しておきましょう。

② 多様な福祉サービスの確保・質の向上

市が取り組むこと	多様化する市民の福祉ニーズに対応するため、多様な福祉サービスの充実と質の向上を図り、地域における様々な人が共に生きる環境の整備に取り組みます。
住民一人ひとりが心掛けること、又は取り組むこと	福祉サービスについて知り、必要であれば利用してみましょう。
地域全体で取り組むこと	福祉サービスについて地域住民で共有しましょう。

③ ユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮したまちづくり

市が取り組むこと	地域で暮らすすべての人が不自由なく、自立して生活できるよう地域のバリアフリー化を推進し、相互理解を深めるためにこころのバリアフリーについての取り組みを推進します。
住民一人ひとりが心掛けること、又は取り組むこと	ユニバーサルデザインやバリアフリーに対する理解を深め、日常生活において配慮してみましょう。
地域全体で取り組むこと	地域内でユニバーサルデザインやバリアフリーが必要な箇所について検証し、地域のまちづくりに反映していきましょう。

④ 権利擁護事業、成年後見制度の普及促進

市が取り組むこと	成年後見制度をはじめとした福祉制度の普及啓発を図り、社会的に弱い立場におかれた人の権利を守るための取組を推進します。
住民一人ひとりが心掛けること、又は取り組むこと	地域福祉権利擁護事業や成年後見制度は、将来的にその必要性が高まるものと予測されます。制度内容について理解を深めましょう。
地域全体で取り組むこと	地域の高齢者などが集まる際に、制度について情報提供に取り組みましょう。

8 岩国市成年後見制度利用促進基本計画

この計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条第1項の規定に基づき、岩国市における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるものです。

成年後見制度とは、認知症高齢者や障害のある人など、自分で判断することが難しい人について、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が、身の回りに配慮しながら財産の管理や福祉サービス等の契約を行い、本人の権利を守り生活を支援する制度です。

市が取り組むこと	基本目標1	利用者に寄り添った 制度の運用	○制度利用者の意思決定支援・身上保護（心身・生活への状況への配慮）を重視した後見活動が円滑に行われるよう、関係機関とともに後見人等への支援を行います。 ○相談窓口の充実を図り、関係機関との円滑な連携を図りながら、支援が必要な人の早期発見及び早期対応に努めます。 ○成年後見制度利用支援事業の周知や円滑な運用に努め、支援の必要な人が制度の利用につながるよう、成年後見制度の利用支援及び対象者の経済的負担の軽減を図ります。
	基本目標2		
	地域で支える体制づくり	制度の利用を促進するための 周知・啓発	○地域・関係機関が連携協力を行い、権利擁護に関する支援の必要な人の発見に努め、速やかに必要な支援につなぎ、本人の意思や状況を把握し、継続的に見守りができる体制を作ります。 ○医療、福祉、司法および関係団体等が互いに連携し、成年後見制度の利用を促進するための「チーム」「協議会」「中核機関」で構成する、地域連携ネットワークの体制整備を進めます。 ○後見人の認識不足などから不正事案が生じたりすることがないように、地域連携ネットワーク等によるチーム体制での支援を進めます。
	基本目標3		
			○制度の理解を図るために、多様な広報媒体等を活用して、情報発信を行います。 ○制度に対する意識を高め、制度利用の具体的なメリットを感じるように、地域住民向けの講演会等を開催します。 ○地域連携ネットワーク関係者や福祉関係者等の専門的知識の普及のため、関係機関を対象とした研修会等を開催します。 ○各関係機関等のネットワークを活用し、利用ニーズを把握するとともに、支援が必要な人の早期把握と早期支援に努めます。 ○本人が契約の締結に必要な判断能力を有している間に、将来自己の判断能力が不十分になったときの後見事務の内容と後見する人を決める任意後見制度についても周知を行います。

9 岩国市再犯防止推進計画

この計画は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として策定するものです。

犯罪や非行から立ち直ろうとする人への理解を深め、また、市内で更生支援のために取り組んでいる民間協力者等との連携と支援を促進し、立ち直りをしようとする人に必要な支援をつなげていくことで、犯罪のない安全な地域社会を作ることを目指します。

市が取り組むこと	基本目標1	
	就労・住居の確保のための取組	○非行少年や刑務所出所者等に対し、社会福祉協議会等の専門機関と連携した就労支援を行うとともに、精神的な不安や悩みを抱えた若者への就労的自立の為に相談支援に努めます。 ○企業等に対して、矯正施設出所者等の雇用や、自立及び社会復帰に協力する「新たな協力雇用主」の確保に向けた制度等の広報を行います。 ○地域社会において安定した生活を送るため、養護老人ホーム入所への相談や入所措置、市営住宅等の入居に関する情報提供など、定住先の確保の支援を行います。 ○保護観察対象者の市営住宅の入居条件緩和や、矯正施設出所者の市営住宅への優先入居については、国や山口県からの通知を踏まえ検討します。 ○市の建設工事競争入札参加資格審査において、協力雇用主に対する優遇制度については、入札本来の目的に留意し、今後制度の内容を調査・研究します。 ○刑務所出所者等が、市の会計年度職員として雇用の申し込みをされた場合、地方公務員法の規定に基づいた選考のうえ、業務可能な部署に応じた採用を行います。
	基本目標2	
	福祉サービスの利用支援・保健医療	○高齢者や障害のある人等が必要とする福祉サービスにつながるように、地域包括支援センターや障害者基幹相談支援センターなどによる相談事業及び権利擁護の支援、制度等の情報提供を行い、サービスの利用につなげます。 ○刑務所受刑者に対し、岩国刑務所の実施する「社会復帰支援指導」に協力し、出所後の各種福祉の制度に関する講師の派遣を行います。
	基本目標3	
	学校等と連携した修学支援及び非行の防止	○薬物乱用防止、情報モラルに関する教室を関係機関と連携して実施し、市立小中学校における非行の未然防止のための教育指導を行います。 ○市立小中学校へスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを派遣し、学校等と連携して児童生徒の状況に応じた修学支援や非行の未然防止に努めます。

市が取り組むこと	基本目標 4	
	民間協力者の活動促進と 広報・啓発活動の推進	○市民の間に、犯罪をした者等の立ち直りを支援する環境を醸成するため、パンフレットや市ホームページなどで更生保護ボランティアの活動に関する広報を充実します。また、人権相談などの際に更生保護サポートセンターを紹介します。 ○社会を明るくする運動（チラシ配布、街頭キャンペーン等）や人権研修における啓発冊子の配布など、市民が再犯の防止と立ち直りの支援に対する理解を深め、関心を持つことにつながる広報・啓発を行います。 ○岩国更生保護サポートセンターの運営費補助や岩国保護区保護司会への補助金の交付など、更生保護活動を行う岩国保護区保護司会の活動に対する支援を行います。
	基本目標 5	
	関係機関・団体等との 連携強化	○関係機関・団体等との連携を強化します。 ・岩国保護区保護司会 ・BBS会 ・岩国地区更生保護協力事業主会 ・岩国更生保護協会 ・更生保護女性会 ・岩国刑務所 ・山口少年鑑別所 ・岩国警察署 ・山口保護観察所

岩国市地域福祉計画【概要版】

岩国市地域福祉計画（第四次）
 岩国市成年後見制度利用促進基本計画
 岩国市再犯防止推進計画

発行年月：令和3（2021）年3月

発行：岩国市

編集：岩国市健康福祉部 社会課

〒740-8585 山口県岩国市今津町一丁目14番51号

TEL (0827) 29-5072 FAX (0827) 22-0181

E-mail syakaika@city.iwakuni.lg.jp